

2 条例・要領等

2-1 静岡県国民保護協議会条例

平成17年3月25日

条例第2号

(趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成16年法律第112号)第38条第8項の規定に基づき、静岡県国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

第2条 協議会の委員の定数は、50人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議(以下この条において「会議」という。)は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第5条 協議会に、幹事50人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部会)

第6条 協議会に、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長がこれを指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、危機管理部において処理する。

(一部改正〔平成22年条例4号〕)

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月26日条例第4号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。